

2024年12月17日

受益者の皆様へ

ピクテ・ジャパン株式会社

「iTrust スマートシティ」
信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「iTrust スマートシティ」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、2025年2月25日をもって信託を終了(繰上償還)させていただく予定としておりますのでお知らせいたします。

敬白

記

1. 繰上償還を実施する理由

受益権口数が投資信託約款に定められた口数(10億口)を下回っているため、投資信託約款の規定に基づき信託終了(繰上償還)を実施するものです。繰上償還の予定日は2025年2月25日です。

2. 繰上償還の手続きおよび日程

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 受益者および受益権口数の確定 | 2024年12月17日 |
| ② 書面による議決権の行使期限 | 2025年1月22日 |
| ③ 書面決議日 | 2025年1月23日 |
| ④ 信託終了(繰上償還)予定日 | 2025年2月25日 |

本書面決議の議決権の行使は、2024年12月17日時点の受益者の皆様(2024年12月13日までに取得申込みが受けられた方)を対象としております。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。この場合、2025年1月24日付で投資信託契約の解約に関する届出を行い、2025年2月25日に繰上償還を実施する予定です。

なお、上記の議決権数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、繰上償還は行いません。書面決議の結果はピクテ・ジャパン株式会社のホームページ(www.pictet.co.jp)または後記のお問い合わせ先にてご確認いただけます。

3. 書面決議の方法について

議決権の行使は、「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、委託者であるピクテ・ジャパン株式会社へご提出いただくことにより行われます。

「議決権行使書面」の委託者への提出は、ご郵送によりお願いいたします。議決権の行使の期限(2025年1月22日)までの委託者到着分を有効とします。

なお、受益者の方が「議決権行使書面」を委託者へ提出せず、議決権を行使しないときは、本書面決議について賛成するものとみなされますので、賛成いただける場合には特段のお手続きの必要はございません。

— 議決権行使書面のご郵送先 —

〒100-6921 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビル
ピクテ・ジャパン株式会社 議決権行使書面受付窓口 宛

受益者の方が議案についての賛否の欄に記載がない議決権行使書面を委託者に提出した場合には書面決議について賛成するものとみなします。

受益者の方が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。

議決権行使書面に不備等がある場合には、そのご提出を無効とさせていただくことがあります。

議決権の行使をされた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とピクテ・ジャパン株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

お問い合わせ先・・・

ピクテ・ジャパン株式会社

お問い合わせ窓口 (電話) 03-3212-1805

(受付時間:委託者の営業日 午前9時から午後5時まで)

以上

【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際して委託者へご提出いただいた個人情報は、議決権行使受益権口数の管理を利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針にしたがって管理されます。